

企業用マイページの新規登録に関するQ&A

No	質問分類	質 問	回 答
企業用マイページ登録		A企業・B企業・C企業の違いを教えてください。	A企業はOTAFFの賛助会員である企業です。 B企業はOTAFFの正会員から推薦状を貰っている企業です。 C企業はA企業でもB企業でもない企業です。
		自分の会社がA企業なのかB企業なのか知りたいです。	A企業（賛助会員）：OTAFFのホームページにある賛助会員名簿（ https://otaff.or.jp/memberlist/ ）に御社名があるかご確認ください。 B企業：OTAFFのホームページにあるOTAFF正会員名簿（ https://otaff.or.jp/memberlist/ ）に記載の団体いずれかに御社が正会員として所属しているか確認してください。
		登録支援機関は企業申込みを利用できないのですか？	企業マイページを登録できるのは、「外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能外国人を直接雇用する企業」に限ります。登録支援機関名で企業用マイページの登録をする事はできませんが、登録可能な企業からの依頼を受けて、その企業の登録等を事務代行する事は問題ありません。
		直営レストランを持つホテルは企業申込みできますか？	できます。直営のレストランを持つ場合は、宿泊業が主業であっても「外食業を営んでいる企業であって、特定技能外国人を直接雇用する企業」に該当します。企業用マイページを登録し、直営レストランで働く人のために受験者登録と受験申込みをする事ができます。
		個人事業主は企業用ページを登録できますか？	はい、可能ですが、現行のシステムでは、登録画面で入力、添付いただく内容に留意が必要ですので、登録をご検討の個人事業主は、OTAFF担当者までご連絡をお願いします。登録方法等をご案内いたします。
		個人主事業ですので、法人番号や登記簿などがありません。それでも企業登録が可能ですか？	外食業・飲食料品製造業を営んでおり、特定技能資格外国人材を直接雇用する企業でしたら、企業登録が可能です。登録の際、「個人事業主であり、法人番号を持たない」にチェックを入れ、「法人登記事項証明書 - 現在事項証明の写し」に個人事業の開業・廃業等届出書を添付ください。
		営業許可証の添付がありますが、10店舗の扱いがある場合、全ての店舗分を提出しなければなりませんか？	営業許可証は業務内容を確認するためのものですので、全ての店舗分を提出する必要はありません。1店舗分の営業許可証（登録企業名が確認出来、提出時有効期限内のもの）を添付してください。
		グループ企業内では、採用窓口を1社が担っています。企業申込みを利用するためには、各事業会社ごとに企業用マイページを登録する必要がありますか？	いいえ、採用窓口の1社のみの企業用マイページ登録で大丈夫です。その企業の企業用マイページから、各事業会社の受験者登録と受験申込をまとめて行うことができます。その場合でも登録料、利用料は1社分のみの課金となります。
		OTAFF賛助会員でなくても、あるいはOTAFF正会員の推薦状がなくても企業申込みを利用できるとのことですが、OTAFF賛助会員になるメリットは、登録料と利用料不要以外に何かありますか？	受験者登録できる人の範囲が違います。OTAFFでは企業申込みの趣旨を踏まえつつ、OTAFF賛助会員企業の採用の実態に即し、柔軟な対応をしています。詳しくは、OTAFFのHPで確認してください。 https://otaff1.jp/howto_corp/ 概要 https://otaff1.jp/howto_corp/2023shikou_betsu02.pdf でも違いがわかります。
		OTAFF賛助会員になるにはどうすればいいですか？ OTAFF正会員の推薦状を得るにはどうすればいいですか？	OTAFFのHPの https://otaff1.jp/howto_corp/ のサイトの資料3をご覧ください。OTAFF賛助会員の申込サイトへのリンク、OTAFF正会員のリストと推薦状様式例などがあります。
		企業申込みからの受験者は、確実に受験ができますか？	はい、確実に受験の席を確保できます。外国人個人が申込み一般の受験申込では、申込み数が会場定員を超えた場合は抽選となりますが、特定技能試験合格を前提に雇用が内定しているなどの外国人を対象とした企業申込みでは、受験申込者は抽選前に受験の席を確保します。
		企業用マイページを登録した後に、企業区分を変更することは可能でしょうか？	企業用マイページを登録した後にC区分企業からA,B区分企業、B区分企業からA区分企業へ変更など企業区分を変更することは可能です。ただし、企業区分変更し、登録料または利用料が不要な企業区分に変更となった場合でも、既にお支払いいただいた登録料、利用料の返金はございません。
		特定技能2号試験はなぜ、企業申込みからのみ申請可能なのですか？	2号試験受験に必要な実務経験がある事を証明する書類は、外国人人材が企業にて特定1号としての勤務期間中の実務経験であり、それを証明できるは雇用中の企業であると判断するため。
	飲食料品製造業を営む会社と業務委託契約を結んで業務している場合、登録出来ますか？	下記3点をお知らせください。その内容で登録可否の審査を行います。 ①御社が食品産業特定技能協議会に加入していることを確認するための協議会番号 →メールでkigyo_mp@otaff.or.jpへメールで送信してください。 ②御社と業務委託先との契約書 →メールでkigyo_mp@otaff.or.jpへメールで送信してください。 ③業務委託先の営業許可証 →企業マイページの営業許可証欄に添付してください。	
登録料・利用料		登録料、利用料は、受験者が多いほど高くなるのですか	いいえ。登録料、利用料の対象となる企業の場合は、受験者数に関係なく、企業マイページを登録する企業1社について、それぞれ、33,000円(税込)、22,000円（税込）となります。
		年度末近くに企業用マイページを登録した場合でも、すぐに翌年度に2年目の利用料がかかりますか？	いいえ。2年目から必要となる利用料は、企業用マイページ登録完了日から6ヶ月を経過して最初に迎える6月20日に請求されます。例えば、2024年2月にマイページ登録を完了した場合は、2025年6月20日に最初の利用料の請求となります。
		一度企業用マイページを登録すると、利用しなくても毎年度利用料を支払わないといけないのですか？	いいえ。企業用マイページを登録した後、もし、企業申込を利用する必要がなくなった場合は、いつでも利用停止の申し出ができます。その場合でも利用料の返金はありません。利用停止の申し出がない場合は、受験の申込みの有無にかかわらず、2年目以降利用料が請求がされます。

企業用マイページ登録後の手続きに関する Q & A

No

質問分類	質 問	回 答
受 験 者 登 録	現在、当社でアルバイトとして働いている外国人材で、社員採用の内定を出した外国人材は受験申込みできますか？	A～Cの全企業区分の企業から受験申込み可能です。受験者登録画面でパスポート、在留カード等必要な書類を添付して受験者登録可能です。
	現在は雇用関係が全く無い外国人材ですが、社員採用の内定を出した人は受験できますか？	OTAFF賛助会員（企業区分A）または正会員から推薦状を取得した企業（企業区分B）は受験申込み可能です。それ以外の企業（企業区分C）は受験申込できません。 詳細は、 https://otaff1.jp/howto_corp/ の資料1もご参照下さい。 そのような内定者は、個人マイページを登録して本人から受験申込ができます。個人マイページからの受験申込は、受験を希望する日時の会場定員を超える申込があった場合は、抽選となります。
	受験者登録は数名で一括登録できますか？	一括登録できません。恐れ入りますが、一人ずつご登録ください。また、登録途中で一時保存もできませんので、必要な書類（在留カードの写真データ・パスポート写真データ・顔写真データ・雇用保険被雇用保険資格取得等確認通知書写し）を用意した後に受験者登録を行ってください。
	在留カードやパスポートを読み込むと、【201エラー】が出ていて、読み込みが出来ません。どうしたらよいですか？	在留カードが光っていたり、手で隠れている場所があると201エラーが出ることがあります。パスポートは、下の方にある数字や英字が書いてある2行を読み取っていますので、隠れている場所があると201エラーが出ることがあります。上記に注意して撮影したデータで再度読み込みをお願いいたします。
	在留カードやパスポートが上手く読み込みできませんでした。何故でしょうか。	以下を確認してください。 ①読み込んだ在留カードやパスポートの拡張子がjpegまたはjpgになっているかどうか →PDFではエラーが出やすいので、必ずjpegまたはjpgで読み込んでください。 ②在留カードやパスポートを取り込んだ後、【読み取る】ボタンを押したかどうか →必ず取込後に【読み取る】ボタンを押してください。読み取るボタンを押すと自動反映されます。 ③必要な情報が読み取れているかどうか →在留カードは、表面のみ（裏面の添付は不要）、パスポートは、見開きで、顔写真が載っているページのみ（サイン等の箇所は不要です。）アップロードをしてください。※ジャパンビザのページでは受付できませんので、ご注意ください。
	名前や国籍などが入力できません。どうしたらよいですか？	在留カードやパスポートを取り込んでから読み込むボタンを押すと自動的に反映されるようになっていきます。自動反映の後に間違っって表示されている箇所があれば、手入力で修正可能です。
	受験者一人一人にメールアドレスは必要ですか？	必要です。受験者毎のメールアドレスは、受験者が御社から受験する事について受験者本人の同意を確認する手続きと個人からの受験料支払いに必要です。受験させたい外国人にgmailやyahoo等のフリーメールのメールアドレスなど、受験者が受けとれるメールアドレスを作成してもらい、受験者登録ページに登録して下さい。
	受験者のメールアドレスを登録する際、「このメールアドレスは別のユーザーが登録済みです」というエラーメッセージが出てきました。どうしたらいいですか？	受験者本人が個人マイページを登録する際、該当のメールアドレスを使用したため、企業マイページで登録しようとした時に、エラーが出てしまった可能性が高いです。別のメールアドレスで登録いただくか、OTAFF事務局（03-6261-4949）までご連絡ください。
	本人の顔写真を添付する必要がありますが、どのような写真がいいですか？	登録顔写真は試験結果通知書等に載せるため、比率は縦4：横3で、形式はjpegかjpgで、受験者本人の顔をカメラで直接撮影した写真をご添付ください。なお、証明写真や在留カード・パスポートにある顔写真を撮った写真は認められませんので、ご注意ください。 詳しくは、以下の登録顔写真のルールをご参照ください。 https://otaff1.jp/mypage/photorules.pdf
	特定技能1号の在留資格の取得前、「特定技能1号」への移行を準備するため、特定活動の在留資格を取得しました。この場合は、実務経験エクセルファイルの【A】実務経験要件判定シートで、②「特定技能1号」として初めて上陸許可又は在留資格変更許可を受けた日は、「特定活動の在留資格を得た日」か、「特定技能1号の在留資格を得た日」のどちらを入力するべきですか？	実務経験エクセルファイルの【A】実務経験要件判定シートで、②「特定技能1号」として初めて上陸許可又はは在留資格変更許可を受けた日は、「特定技能1号」として初めて上陸許可を得た日をご入力ください。但し、特定活動での在留期間が特定技能1号の在留期間（上限5年）に組み込まれる場合は、特定活動の在留資格取得日を入力してください。 ③管理/指導等実務経験期間のa) 管理/指導等実務経験開始日は、特定活動中に管理者相当で働いた経験があれば、その開始日（特定活動の期間を含めてもOK）をご入力ください。
	管理者相当の実務経験を積んでいますが、役職名がありません。どうしたらよいですか？	役職名が無い場合、賃金台帳（役職手当にマーカーを塗って下さい。基本給に手当が含まれているものは不可です）または業務指示書が必要です。内容に問題がなければ役職名が無くても受験可能です。
	業務指示書のサンプルはどこにありますか？	業務指示書のサンプルは以下をご参照ください。 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fotaff1.jp%2Fupload%2Fhowto_corp%2F20%2F%25E6%25A5%25AD%25E5%258B%2599%25E6%258C%2587%25E7%25A4%25BA%25E6%259B%25B820250227.xlsx%3F20250227103431&wdOrigin=BROWSELINK
	実務経験を積んでいる間に、厚生年金の脱退一時金受取のため、一時帰国期間がありました。この期間は実務経験期間に含まれますか？	含まれません。帰国前（脱退一時金受取前）の期間と帰国後（再入社）の期間を分けて、実務経験エクセルファイルにある実務経験期間にご入力ください。
	実務経験要件判定シート（Excelファイル）のアップロード先を間違えました。削除することができないので、OTAFF側で操作をしてもらうことはできませんか？	一度登録したExcelファイルは、削除することができません。修正したExcelファイルをアップロードする時は、同じ場所に上書きをするか、使用していない箇所に再アップロードをするかのどちらかになります。
	雇用関係確認のため、①健康保険証の写し、②雇用保険日雇用保険取得等確認通知書の写し、③厚生年金保険資格等確認通知書の写しの提出が必要ですが、すべて提出するべきですか？	雇用保険被雇用保険資格取得等確認通知書写し（受験者の名前のアルファベット、カタカナと企業名が書いてあるもの）を添付いただけますとスムーズに審査ができます。雇用保険被雇用保険資格取得等確認通知書写しがあれば、他の2種は不要です。
	OTAFFからの登録内容変更依頼メールが来ました。内容を変更しましたが、企業マイページにある受験者登録状況の詳細画面で登録内容変更依頼メッセージが消えていません。どうしたらいいですか？	内容が変更されましたら、変更通知がOTAFFに届きますので、再度審査します。審査完了まで企業マイページにある【受験者登録状況】の詳細画面で登録内容変更依頼メッセージが残っています。このままで問題ありません。もし内容が変更できたかどうか心配であれば、OTAFF事務局（03-6261-4949）までご連絡ください。

企業用マイページ登録後の手続きに関するQ & A

No	質問分類	質 問	回 答
	受 験 者 登 録	修正書類をアップロードしましたが、画面が変わりません。どうしたらよいですか？	ブラウザ上にキャッシュが残っている場合、更新しても同じものが表示されているように見えることがあります。プライベートモードまたは別のブラウザで再度ご確認ください。
		一度受験者登録しましたが、再度の登録が必要ですか？	一度受験者登録し、【承認】になっている受験者については、再登録は不要です。試験申込以降の手続きを行ってください。
	試 験 申 込	試験申込が出来ているのか確認したいです。どうしたらよいですか？	企業マイページにログインして、上部にある4つの項目の内、一番右の【受験申込み・受験状況】を押して、検索結果欄に申し込んだ受験者の名前と試験情報が申込みの通りに表示されていれば、申込できています。
		試験申込期間中ですが、外食業・飲食料品製造業・1号・2号試験の申込みが間違っていることに気が付きました。どうしたら良いですか？	試験申込期間中の場合は、企業マイページにある【受験申込み・受験状況】タブを押し、検索結果欄にある申し込んだ受験者の【詳細】ボタンを押し、受験申込み詳細画面にある【削除】ボタンをお押しください。その後、試験申込を再度行ってください。
		試験申込が終わってから、外食業・飲食料品製造業・1号・2号試験の申込みが間違っていることに気が付きました。どうしたら良いですか？	試験申込期間を過ぎての変更は出来ませんので、申し訳ありませんが、次回以降の試験で再度申込してください。間違えて申込した試験は、受験者同意や受験料の支払いをしないでください。誤って入金してしまった場合でも返金は出来ませんので、ご了承ください。
	同 意 確 認	同意確認のメールが送られてきません。	同意確認のメールは、試験の申込期間終了後に、受験者の登録されたメールアドレスあてにOTAFFから一斉配信を行います。（OTAFFからの配信は一度だけです。）メールが届いていない場合は、メールアドレスの登録に誤りがあるか、迷惑メールのフォルダに届いていることもあります。メールを再送する場合は、企業マイページにログインをして、【受験申込み・受験状況】に記載してある該当の受験者の詳細から再送をしてください。
		同意確認のメールアドレスに誤りがありました。メールアドレスの変更はどうすればいいですか？	企業マイページにログインをして、【受験者登録状況】にある受験者詳細の編集ボタンから、正しいメールアドレスに変更をしてください。
	受 験 料 支 払	受験料は誰が支払うことができますか？	受験生ごとに企業払いと受験生払いが選択できます
		受験料の支払方法はどのようなものが使えますか？	企業払いでは、クレジットカードとペイジー 受験者払いでは、クレジットカード、ペイジー、コンビニ払い が利用できます。
		受験料は、手続き代行社が払うことも可能ですか？	代行してお支払い可能ですが、領収書の宛名は申請企業名となります。
		受験者から同意したとの連絡がありました。受験料の支払いはどうやって行いますか？	企業払いの場合：受験者の同意確認ができれば、企業担当者が企業マイページにログインして【試験情報】を押し、該当の試験の詳細ボタンを押してください。【受験料支払区分・企業】の「支払いを行う」ボタンで支払いを行ってください。※企業払いは1度しか出来ないため、必ず全員が同意していることを確認してから支払ってください。 受験者払いの場合：受験者が同意すると受験料の支払いに関するメールが自動的に受験者登録で登録されたメールアドレス宛に送られます。メールに記載のURLから支払いを行ってください。もし、支払いに関するメールが届かない場合は、企業担当者からメールを送ってください。メールの送信方法は以下の通りです。 ・企業マイページにログイン→【受験申込み・受験状況】を押す→該当の受験者の詳細ボタンを押す→「受験料支払催促メール」送信ボタンを押す
	受 験	試験申込、同意確認、受験料支払いがすべて完了しましたが、受験を取り下げたいです。キャンセル手続きが必要ですか？	必要ありません。試験当日に受験されなければ、欠席として扱われます。なお、受験料の返金ができるので、ご了承ください。
	受 験 票	受験票は、どうやってダウンロードするのですか？	OTAFFから、受験票を交付した旨のメールが【企業スタッフ全員】に送付されます。（登録した受験者のメールには送付されません。）受験者ごとの詳細画面で、受験票をダウンロードすることができますので、企業の担当者から受験者にお渡しください。
	合 否 結 果 ・ 合 格 後	可否結果は、どうやってわかりますか？	OTAFFから、可否結果発表のメールが【企業スタッフ全員】に送付されます。受験者ごとの詳細画面で可否結果と試験結果通知書（2号）または合格証書（1号）をダウンロードすることができます。また、OTAFFのHPにも合格者のみ受験番号を発表します。
		企業マイページに2号の試験結果通知書が表示されていますが、合格証書がありません。どうしたらよいですか？	2025/6/30より合格証書の代わりに、試験結果通知書が発行されることになりました。「合格」と記載されている試験結果通知書は合格証書として在留資格の申請等に使用可能です。 詳しくは、以下のOTAFFのホームページのお知らせ欄に公開している内容をご参照ください。 https://otaff1.jp/news/?c=news-2&pk=430
		試験を合格したのに企業マイページ上に試験結果通知書が表示されません。どうしたらよいですか？	試験日の前日までに1年6ヶ月以上の実務経験を積んでいるが、2年を満たしていなかった場合、試験結果通知書が表示されていません。 実務経験を2年満了した後で証明書を企業マイページ上にアップロードしてください。詳しくは「 https://otaff1.jp/upload/news/377/file.pdf 」をご確認ください。 恐れ入りますが、資料内の合格証書は「試験結果通知書」に読み替えてご確認ください。

No

企業用マイページ登録後の手続きに関するQ & A		
質問分類	質 問	回 答
領収書・請求書	登録料、年間利用料、受験料の領収書（請求書）が必要です。どのように送ってもらえますか？	書面での郵送等は一切行っておりません。企業マイページ上からダウンロードしてください。※各請求書は、決済完了後はダウンロード出来ません。必ず支払い手続きをする前にダウンロードしてください。
	登録料、年間利用料の支払いをしたいです。振込先がわかりません。どのように支払いをしたら良いですか？	各種お支払いは、企業マイページから可能で、クレジットカード決済又はペイジー決済のみ可能です。当機構口座への直接の振込は出来ません。企業マイページ上から支払い手続きに進んでください。
	受験者が支払った受験料の領収書が必要です。どのように手続きしたら良いですか？	受験料の支払いを受験者個人が支払うを選択した場合、基本は各種お支払い手続きの際に発行される控え等を確認していただきますが、インボイス対応適格請求番号が明記された物が必要な場合は、受験者情報（名前、生年月日、国籍）該当試験（受験日、飲食・外食・1号・2号）、支払い方法、支払い額を明記の上 kigyo_mp@otaff.or.jpまでメール（メールタイトル：受験料の領収書発行依頼）にて申請してください。なお、発行までにお時間がかかる場合がありますので予めご了承ください。（※企業様払いの場合は、決済完了後直ぐに企業マイページ上で領収書のダウンロードが可能です）
	受験料は代行企業が支払いました。領収書の宛名を変更出来ますか？	領収書の宛名は、企業様支払いの場合はご登録企業名様宛、受験者個人払いの場合は受験者個人名宛となります。どなたか別の方（団体）がお支払いの場合、但し書き欄に●●様立替分を明記することは可能です。詳しくはOTAFF事務局（03-6261-4949）事務局までお問い合わせください。
その他	企業用マイページにログインできません。どこからログインすればよいですか？	企業ログインの画面ご確認ください。青または紺の部分です。オレンジ色のタブの個人マイページのログイン箇所とは異なりますのでご注意ください。 OTAFFの特定技能試験のトップ画面の「企業申込」のタブにカーソルを合わせてください。カーソルを合わせると「企業ログイン」のタブが出てきますので、そこをクリックすると企業ログインの画面に移ります。そこからログインして下さい。https://otaff1.jp/corporate/
	担当者の退職等の理由により、ログインIDとパスワードの引き継ぎが出来ておらず、企業マイページにログイン出来ません。どうしたらよいですか？	企業マイページに登録されている内容は個人情報のため、企業の担当者である確認が取れないと、ログインID等を伝えることが出来ません。企業の担当者であることを証明するために、企業の印鑑証明を郵送またはメールで送付してください。確認が出来ましたら、こちらからご連絡いたします。

ver 2508

お問合せ先：外国人食品産業技能評価機構（OTAFF） 特定技能部 企業申込担当 メール：kigyo_mp@otaff.or.jp 電話 03-6261-4949(月～金 9-12時、13-17時)